



道路交通法が改正になりました



高久 馨

栃木県矢板警察署交通課長

6月1日から道路交通法が改正され、自転車の安全対策が大きく変わりました。信号無視や携帯電話を使いながら走って事故を起こすなど、危険な運転を繰り返す人に対して、安全講習を受けるように義務付けがなされました。

矢板市内においても、多くの方々が通勤通学で、自

転車を利用されていますが、自転車による交通事故は比較的少ないのではないのでしょうか。皆さん、ルールを守って安全に気を付けて乗っていただいていると思います。

国内で約700万台以上が登録され、便利で気軽な乗り物である自転車。ただ、法律上は「軽車両」にあたるため、車道の左端を走るのが原則といったルールを知らない人も多く、それによる事故やトラブルも起こっています。

この度の法改正のポイントを下にまとめましたので、ご覧ください。そして、日々の生活に安全で快適な自転車生活をお過ごしください。



法改正後のポイント



携帯電話を見ながらの運転や音楽を聞きながらの運転は危険な行為とみなされます！

講習につながる自転車の危険行為【14項目】

- ①信号無視
- ②通行禁止違反
- ③歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反）
- ④通行区分違反
- ⑤路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- ⑥遮断踏切立入り
- ⑦交差点安全進行義務違反等
- ⑧交差点優先車妨害等
- ⑨環状交差点安全進行義務違反等
- ⑩指定場所一時不停止等
- ⑪歩道通行時の通行方法違反
- ⑫制動装置（ブレーキ）不良自転車運転
- ⑬酒酔い運転
- ⑭安全運転義務違反

3年以内に2回の摘発を受けた方

各都道府県公安委員会が受講を命令します

約3時間の講習を受講
受講料 5,700円

受講しない
5万円以下の罰金

交通安全パレードを実施しました

9月30日（水）、秋の交通安全運動市民総ぐるみ運動期間での交通安全啓発を呼びかける取り組みとして、交通安全パレードが行われました。道の駅やいたで、出発式を実施した後、同地内において交通安全啓発のチラシの配布などが行われました。

その後、警察車両先導のもと国道461号を通り、道の駅湧水のしおやまで、宇都宮ブリッツェンの選手とともにパレード走行を行いました。

